

# 《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部拠点整備課

委 託 業 務 名 R 5 警 営 三 好 警 察 署 東 祖 谷 駐 在 所 ( 仮 称 ) 他 三 好 ・ 東 祖 谷 他  
新 築 設 計 他 業 務  
別 途 発 注 委 託 業 務 無 し

・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・対象外業務）である。

## 1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、事前に警察本部拠点整備課営繕係の了解を得てから調査を行ってください。

## 2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和5年3月31日（金）の正午までに、書面により警察本部拠点整備課営繕係に提出すること。

質疑の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先	住 所	〒 7 7 0 - 8 5 1 0 徳島市万代町2丁目5番地1 徳島県警察本部警務部拠点整備課営繕係
	電 話	0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1
	ファクシミリ	0 8 8 - 6 2 2 - 9 4 8 7
	電子メール	eizen3@police.pref.tokushima.jp

## 3 注意事項

- ・ 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- ・ 委託契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（拠点整備課指定様式）を2部を直ちに提出すること。

## 4 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（拠点整備課指定様式）を2部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

## 5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システムL I T E の利用料を含んでいる。

## 6 公共建築設計者情報システム（P U B D I S）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は公共建築設計者情報システム（P U B D I S）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計委託金額に含まれている。